

埼玉県 目標設定型排出量取引制度

排出量取引セミナー

埼玉県 環境部 温暖化対策課

平成 27 年 12 月 14 日 (月)

本日の内容

1. 排出量取引の準備

制度の概要、排出量の確定、自らの達成状況の確認、利用できるクレジット等の種類、管理口座の開設

2. 排出量取引の実務

契約相手の選定、契約の手続き、取引による目標達成の流れ、申請の手続き
口座情報の証明、会計・税務処理

3. 整理期間以降の取扱い

バンキングと増量計算、クレジットの有効期限、非達成時の取扱い、達成状況の公表

4. 取引の見込みと実績

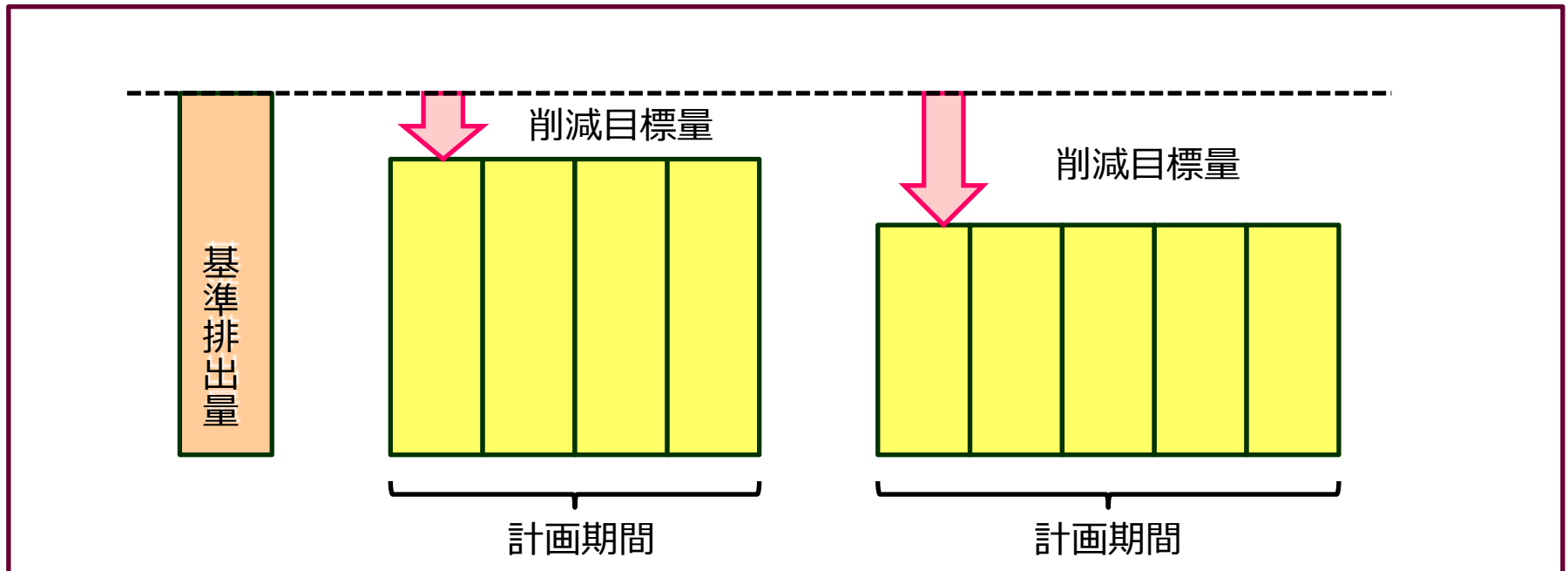
クレジットの需給状況、事前アンケート結果、発行・取引実績

1. 排出量取引の準備

1 排出量取引の準備

目標設定型排出量取引制度

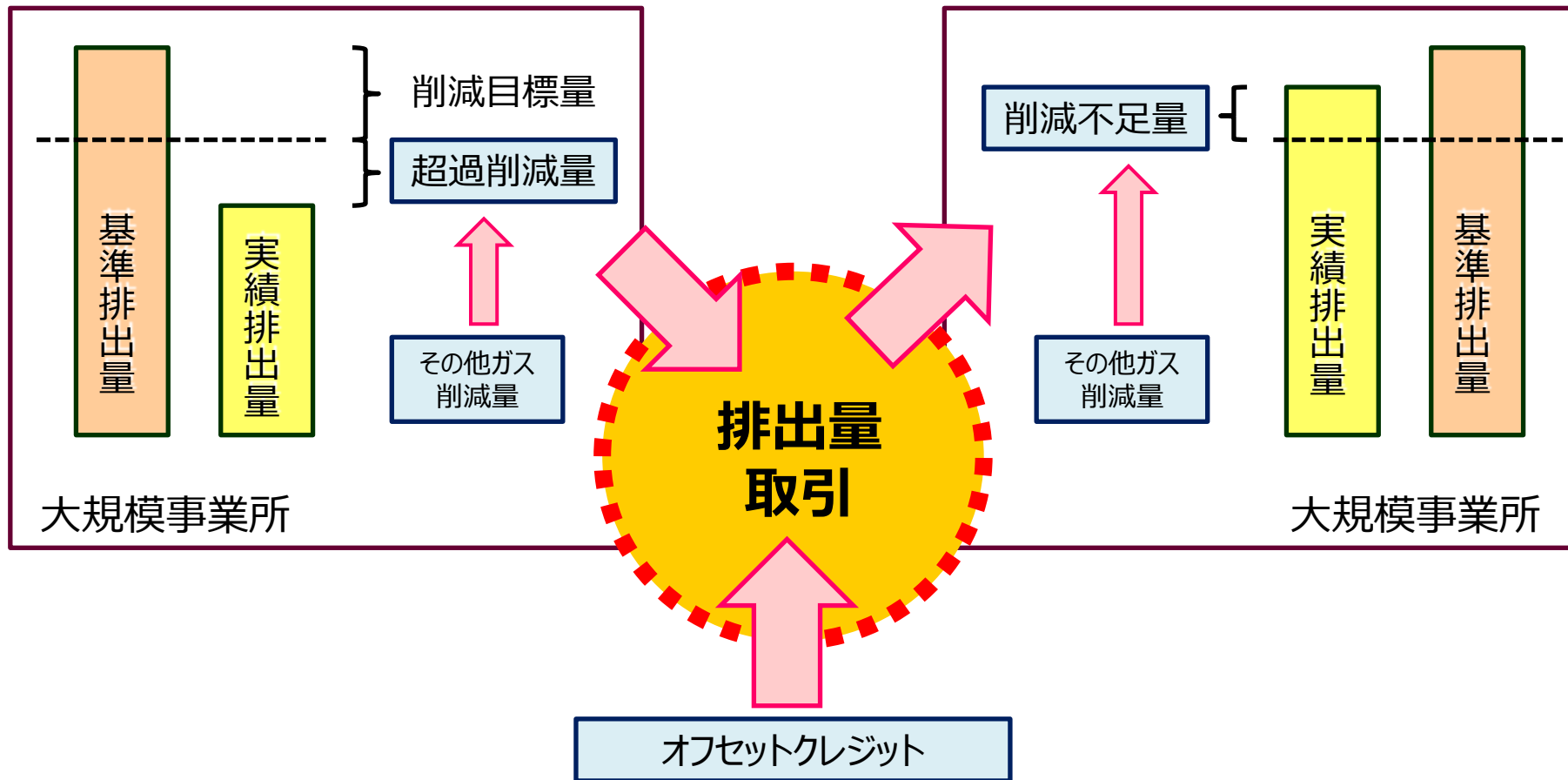
- ① 大規模事業所（C事業所）が
- ② 目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）について
- ③ 事業所ごとに設定された基準排出量をもとに
- ④ 総量削減の目標を設定し
- ⑤ 目標達成に努める



1 排出量取引の準備

排出量取引の概要

自らの削減・排出量取引、どちらでも目標達成。

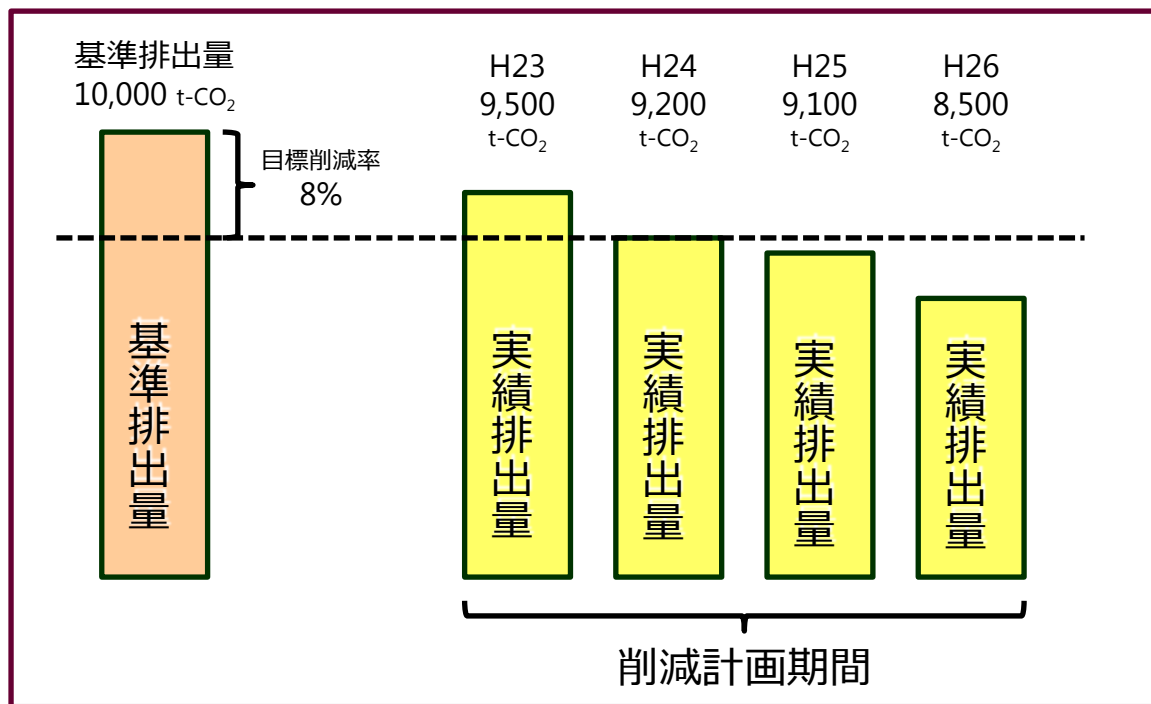


(中小クレジット、再エネクレジット、東京連携クレジット 等)

1 排出量取引の準備

排出量取引の概要

削減計画期間ごとに、複数年度で達成状況を評価。



第1計画期間	平成23～26年度 (4か年度)
第2計画期間	平成27～31年度 (5か年度)
第3計画期間 以降	平成32年度以降 5か年度ごと

排出上限量 36,800 t-CO₂ > 実績排出量 36,300 t-CO₂

(10,000 × 4年間 × 92%) **達成** (9,500 + 9,200 + 9,100 + 8,500)

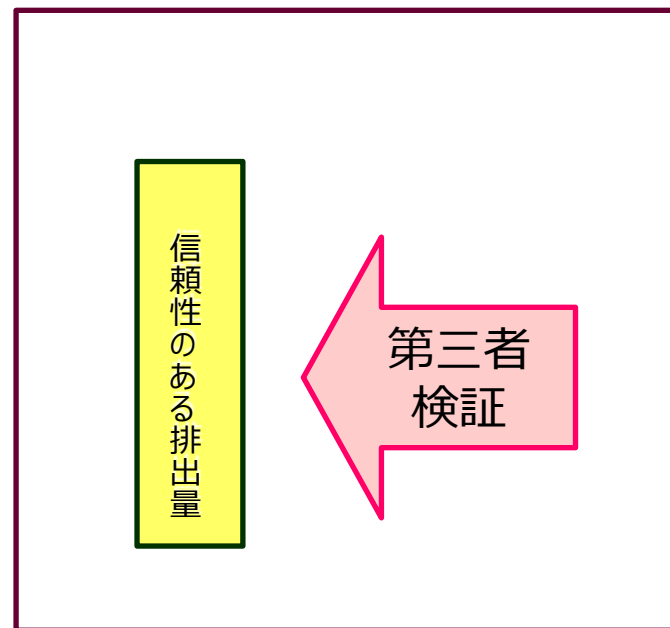
1 排出量取引の準備

排出量の確定 ～第三者検証～

第三者の「検証」により、排出量の正確性・信頼性を確保。

第三者の「検証」により
正確性・信頼性の確保された排出量を確定し
目標達成を確認します。

基準年度・削減計画年度の
第三者検証を受けていない事業所は
至急受検していただくようお願いします。



1 排出量取引の準備

排出量の確定

～変更協議～

一定規模以上の床面積増減や設備増減があった場合は、協議により基準排出量を変更。

(変更要件)

以下のア～ウの事由による**排出量の増減**が
変更前の基準排出量の**6%以上**に該当する場合
(熱供給事業所については条件が異なる)

ア 床面積の増減

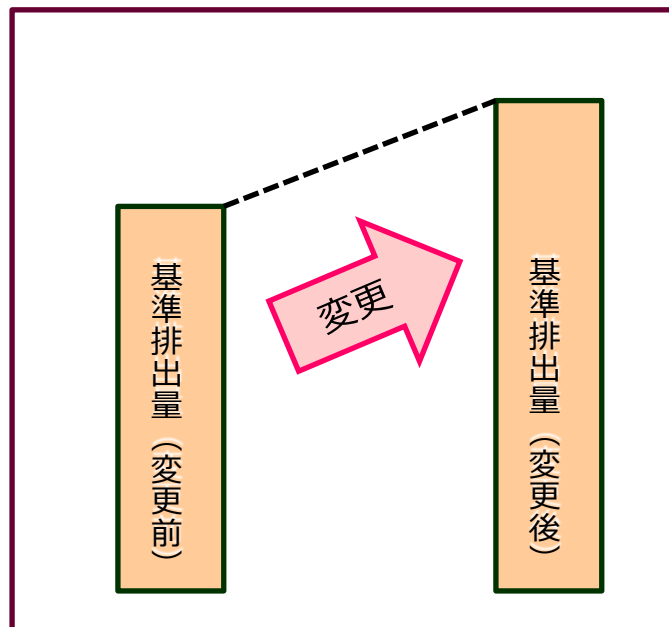
イ 用途変更

排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更

ウ 設備の増減

事業活動の量、種類又は性質を変更するための増減

- ◆建物又は設備の増減を伴わない生産活動等の変化や気候などの外的要因の影響による排出量の増減は変更の要件とはならない
- ◆基準排出量が減少する変更も、要件を満たす場合は行う



平成26年度以前の変更について、協議を行っていない事業所は至急協議していただくようお願いします。

(基準排出量の変更により目標達成状況が変化します)

1 排出量取引の準備

自らの削減状況の確認方法

① 「目標達成状況確認通知書」で確認

計画書・検証結果報告書の審査が終わった事業所から順次お送りしています。

番 号	110-100-0000000000000000-00				
口 座 番 号	110-100-0000000000000000-00				
削 減 期 間	平成23年度～平成26年度				
目 標 達 成 状 況	未達成				
排出量等の状況 (t-CO ₂)					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	削減期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
目標削減率	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
排出削減目標量					3,200
エネルギー起源CO ₂ 排出量	9,500	9,200	9,100	9,200	37,000
排出削減量	500	800	900	800	3,000
発行可能な超過削減量					-
目標達成のために必要な充当量					200
(備考)	基準年度（既に基準排出量を変更した場合は最終変更日）以降で削減期間最終年度までの間に、基準排出量変更の要件（裏面参照）に該当する場合、速やかに県と変更の協議を行ってください。なお、その場合、本通知は無効となります。				

達成状況 (達成 or 未達成)

削減目標量 (期間合計)

基準排出量から実際に削減された量 (期間合計)

(上段) 目標を上回って削減された量 (達成の場合に記載)
(下段) 削減不足量 (未達成の場合に記載)

この例では、「目標量 3,200 t-CO₂」に対して「削減量 3,000 t-CO₂」なので「200 t-CO₂」の**削減不足 (未達成)**

1 排出量取引の準備

自らの削減状況の確認方法

② 「計画書」 C事業所(3)シート で確認

目標達成状況確認通知書がまだ届いていない事業所は、計画書で確認してください。

審査の過程で、排出量が修正される可能性があります
また、入力漏れがある場合や、削減計画期間が短縮されている場合は
正しく計算できないことがあります

(4)削減計画期間

23 年度から 26 年度まで

(5)年度ごとの状況

		23年度	24年度	25年度	26年度	削減計画 期間合計
基準 排出 量 等	基準排出量(A)	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
	トップレベル認定					
	目標削減率(B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 ($C = \sum A - D$)					36,800
	排出削減目標量 ($D = \sum (A \times B)$)					3,200
実績	エネルギー起源CO2 排出量(E)	9,500	9,200	9,100	9,200	37,000
	排出削減量 ($F = A - E$)	500	800	900	800	3,000

削減目標量
(期間合計)

基準排出量から
実際に削減された量
(期間合計)

差分が計算される欄はない

この例では、「削減量 3,000 t-CO₂」となっているが、**達成ではないので注意**

「目標量 3,200 t-CO₂」に対して、「削減量 3,000 t-CO₂」なので
「200 t-CO₂」の**削減不足 (未達成)**

1 排出量取引の準備

利用できるクレジット等の種類

超過削減量以外にも
目標達成に利用できるクレジット等が用意されています。

第1計画期間の目標達成において、
取引によりクレジット等を取得し、目標達成に充てることができます。

第2計画期間においても、これらのクレジット等の利用を検討してください。
大規模事業所自らの削減対策が困難な場合は
他のクレジットを創出することで目標を達成することが可能です。
より合理的な（経済的な）方法で削減を進め、目標を達成することができます。

多くのクレジットは、事前申請や検証を必要とします。
大規模事業所での削減見込み、設備更新予定などを考慮し
計画的にクレジットを創出してください。

1 排出量取引の準備

利用できるクレジット等の種類

1 超過削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、目標を上回って削減された量

2 その他ガス削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、
その他ガス（非エネルギー起源CO₂、CO₂以外の温室効果ガス）について、削減された量

- ※ その大規模事業所の削減量としてのみ認められます。（他の事業所への振替はできません）
- ※ 削減量をモニタリングする前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

3 県内中小クレジット

埼玉県内の中小規模事業所（制度対象外の事業所）において、設備更新対策により削減された量

- ※ 認められる削減対策には、制限があります
- ※ 削減対策（工事）を実施する前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

4 県外クレジット

大規模事業所に相当する規模の埼玉県外（東京都外）の事業所において、
エネルギー起源CO₂について、削減された量

- ※ 対象とできる事業所の規模、クレジット化できる量、充実に利用できる量に制限があります
- ※ 対象の県外事業所は、オフィス系・工場系の区分なく、15%の目標削減率（第2計画期間）が設定されます
- ※ 第三者による検証が必要です
- ※ 第2計画期間での算定を希望する場合は、原則として、対象は平成27年度から、当初申請は平成28年9月末までです

1 排出量取引の準備

利用できるクレジット等の種類

5 再エネクレジット（環境価値換算量）

本制度で認定された設備で生じた再生可能エネルギーの環境価値換算量

- ※ 再エネの種類によっては、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 発電量等を計測する前に、あらかじめ設備認定の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

6 再エネクレジット（その他削減量）

他制度で認証された環境価値（グリーンエネルギー証書など）をクレジット化したもの

- ※ 再エネの種類によっては、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です

7 森林吸収クレジット

埼玉県森林CO₂吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等（森林管理に係るもの）で創出されたクレジット

- ※ 埼玉県内の森林管理に係るものは、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 埼玉県森林CO₂吸収認証制度クレジットは、認証を受けた事業者しか利用できません（他者への振替できません）
- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です

8 東京連携クレジット

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出された、超過削減量、都内中小クレジットです

- ※ 東京都制度において検証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です
- ※ 超過削減量は、東京都制度において義務履行が確認されたものに限りです

1 排出量取引の準備 管理口座の役割

排出削減状況やクレジット所有状況は、口座で管理。

指定管理口座

大規模事業所の削減状況を記録する口座

<口座開設が必要な者>

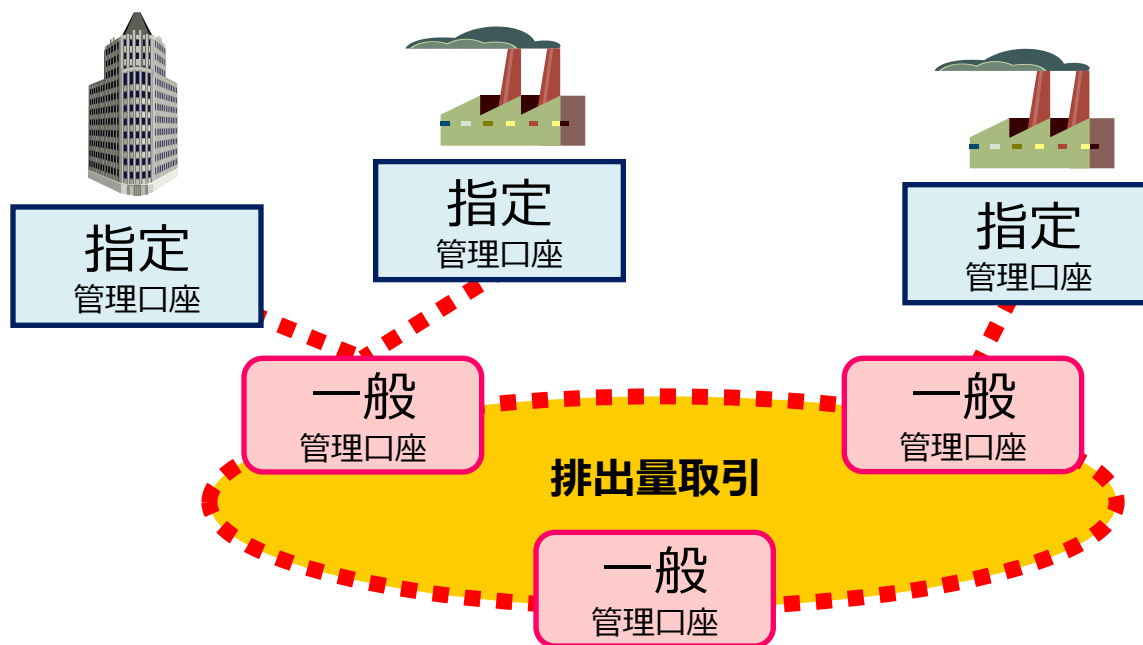
大規模事業所を有する事業者（大規模事業所1事業所につき1口座の開設が必要）

一般管理口座

クレジットの所有状況を記録する口座

<口座開設が必要な者>

- ① 取引を行う事業者（仲介事業者など、大規模事業者以外も開設できる）
- ② 大規模事業所が廃止になった事業者（指定管理口座に残存するクレジットの振替先）



※ 管理口座は
埼玉県への申請により
埼玉県の削減量口座簿に開設

1 排出量取引の準備

管理口座の開設

指定

指定管理口座は、大規模事業所ごとに開設。

大規模事業所を有する事業者は
大規模事業所ごとに指定管理口座を開設してください。

申請書類

- ・ 指定管理口座開設申請書（代表者印の印鑑証明書と同じ印を押印する）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 別添（公表を希望する事項）

開設されましたら、開設通知書をお送りします。

開設申請期限は平成27年3月末まででしたが（※）、その後も申請は受け付けています。

平成27年12月までに開設申請書が提出されない事業所については
平成28年初旬に埼玉県が一括開設します。

- ・ 公表事項については、すべて「非公表」として開設します。
変更をする場合は、書面による手続きが必要です。
- ・ 一括開設を受けた事業者が、発行申請、振替申請、充当申請、公表事項の変更等の手続きを行う際には
印鑑証明書等の添付資料を提出していただくことになります。

※ 第2計画期間（平成27年度～）に新たに大規模事業所となった事業所の開設期限は、平成32年3月末です。

1 排出量取引の準備

管理口座の開設

一般

一般管理口座は、取引を行う事業者が開設。

排出量取引を行う事業者は、一般管理口座を開設してください。

取引見込みの事業者もあらかじめ開設をしてください。

同一法人内で取引をする場合も開設が必要です。

複数の大規模事業所を有する事業者は、開設は1口座でも構いません。

指定管理口座との関連付けがされていない場合は、「関連付け申請書」を提出してください。

申請書類

- ・ 一般管理口座開設申請書（代表者印の印鑑証明書と同じ印を押印する）
- ・ 印鑑証明書（既に提出している証明書から変更がない場合はコピーでも可）
- ・ 別添（口座の開設要件に係る事項、公表を希望する事項、関連付けを希望する指定管理口座等に関する情報）

開設されましたら、開設通知書をお送りします。

- ・ 一般管理口座は、一括開設はされません。
- ・ 大規模事業者以外に限り、計画期間ごとに更新申請が必要です。
（平成28年9月までに申請）

1 排出量取引の準備

目標達成に向けて まとめ

超過削減量

- 平成27年度の計画書を県に提出しているか。
- 第三者検証を受け報告書を県に提出しているか。（基準年度、削減計画年度）
検証を受験することにより、排出量が修正される可能性があります。
- 平成26年度以前の変更について、変更協議が終わっているか。
基準排出量に変更されると、目標達成の状況が変化します。
- 指定管理口座が開設されているか。
目標達成の状況は、指定管理口座における記録で確認されます。
- 達成の場合は、指定管理口座に超過削減量が発行されているか。
取引見込みのない事業所も、指定管理口座に超過削減量の発行を行ってください。
- 未達成の場合は、取引によりクレジット等を取得しているか。
取引当事者同士の契約だけでなく、県への申請手続きが必要です。
また、目標達成のためには、「当該事業所の指定管理口座への振替」「充当」の手続きが必要です。

1 排出量取引の準備

目標達成に向けて まとめ

超過削減量以外のクレジット等

- (検証が必要なものは)
第三者検証を受け報告書を県に提出しているか。
検証を受験することにより、排出量が修正される可能性があります。
- 発行先の管理口座が開設されているか。
その他ガス削減量は指定管理口座に、その他のオフセットクレジットは一般管理口座に発行されます。
- 削減量・クレジットとしての承認を受けているか。
県に申請等を行うことにより、本制度で利用できるクレジットとして承認されます。
検証が不要なものも、クレジット化の申請はする必要があります。

1 排出量取引の準備

目標達成の確認期限

第1計画期間の目標達成の確認期限は平成28年9月末です。

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理口座開設申請	→ (～H27.3)		H28年初 未開設事業所 一括発行
一般管理口座開設申請	→		→ (取引前 までに)
基準排出量変更協議	→	(～H27.7)	
基準排出量修正協議	→	(～H27.7)	
H26実績報告 (H27計画届出)		→ (～H27.7)	
第三者検証 (基準年度・削減計画年度)	→	(～H27.7)	
超過削減量の発行 (取引見込みのない者も発行)	→		→ (～H28.9)
排出量取引の実施 (手続きの完了)	→		→ (～H28.9)

目標達成期限
H28.9末

1 排出量取引の準備

参考URL

「指針・要綱・ガイドライン」

(排出量の計算方法、口座簿に係る要綱 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

「埼玉県登録検証機関」

(検証実施ができる第三者機関の一覧)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/kenshoukikan-ichiran.html>

「大規模事業所の該当要件と基準排出量の決定・変更・修正」

(基準排出量変更協議に関する様式)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/kijunhaishutsuryou.html>

「申請・届出・クレジット様式集」

(口座開設に係る申請様式 等)

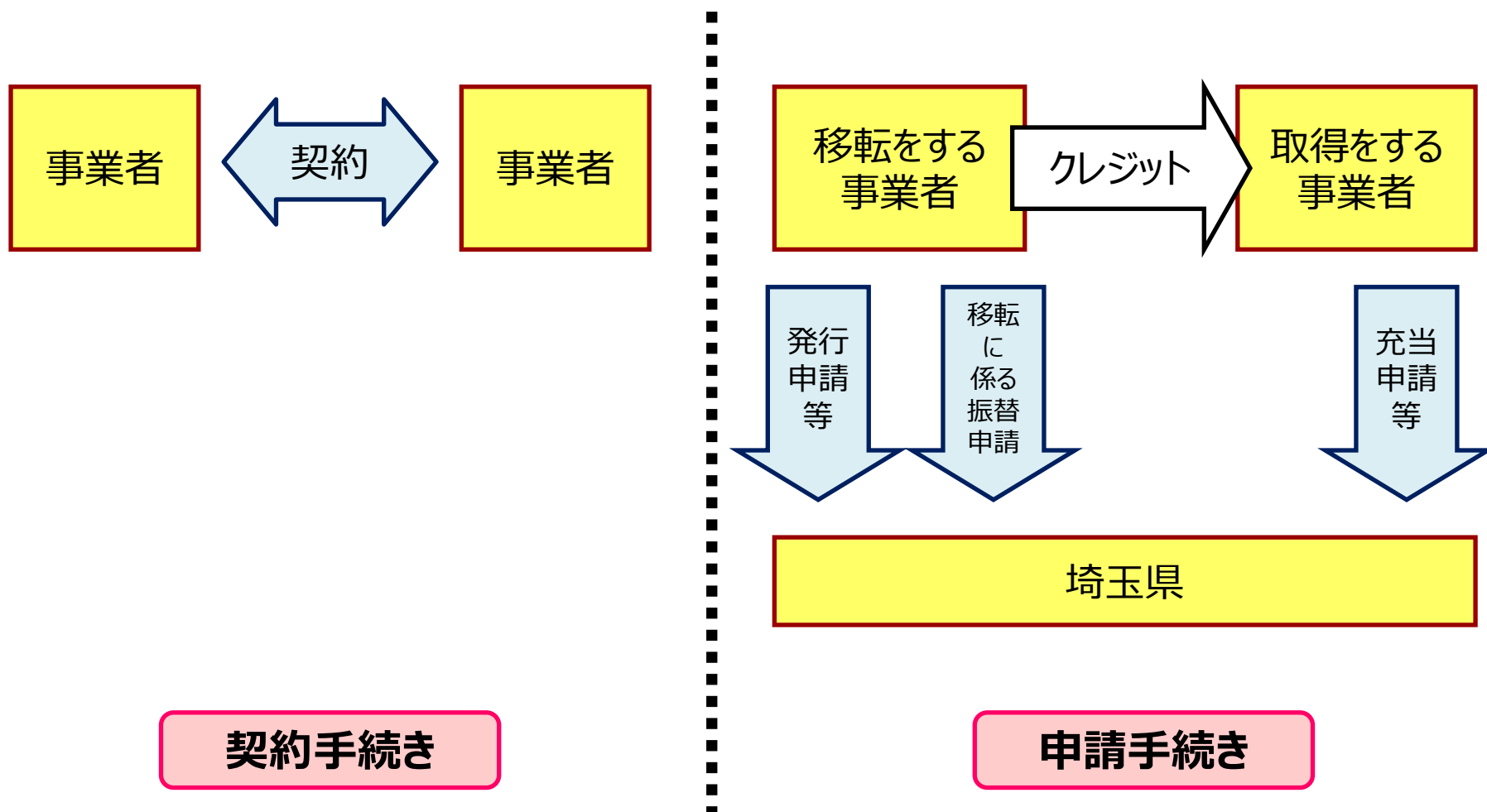
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2. 排出量取引の実務

2 排出量取引の実務

契約手続きと申請手続き

契約手続きは取引事業者間で。申請手続きは埼玉県へ。



2 排出量取引の実務 契約相手の選定

自らに合った取引相手を選定。

同一法人や関連法人等の付き合いのある事業者から選定する
制度対象となる大規模事業所は県HPで公表しています

県HPでクレジットの所有を公表している事業者から選定する
事業者の希望により発行・所有状況を県HPで公表しています
所有をしている事業者は、積極的に公表を行ってください

グリーンエネルギー証書発行事業者や
J-クレジット等を取扱う事業者から選定する
本日のマッチングフェアを御利用ください
また本日のフェア出展者の情報は、県HPで公表します

クレジットの仲介事業者から選定する
本日のマッチングフェアを御利用ください
また本日のフェア出展者の情報は、県HPで公表します

2 排出量取引の実務 契約相手の選定

契約にあたって、所有状況や価格等を確認。

- 取引に必要な口座を開設しているか
- 取引を希望する量のクレジットを所有しているか
- 埼玉県制度の目標達成に利用できるクレジットであるか
県HPで口座開設状況や所有状況が公表されています。
(公表を希望している事業者のみ、月1回程度で定期的に更新)
発行や振替を受けた記録は、「発行通知書」「振替通知書」等により確認できます。
(発行や振替を申請した事業者に対し、埼玉県が通知を発行します)
また、最新の所有状況は、「削減量口座簿記録事項証明書」により確認できます。
(口座名義人からの申請により、口座名義人に対し、埼玉県が証明書を発行します)
- 希望する時期に取引をすることが可能か
埼玉県への口座開設、発行、振替の申請については、一定の処理期間を要します。
取得後の充当手続きに要する期間も考慮して、期限に間に合うか検討してください。
- 取引予定価格はいくらか
価格は取引当事者の合意により決定されます。
定価等はありません。また無償であっても構いません。
契約相手の選定にあたっては、複数者から見積もり等を徴取することをお勧めします。
また、ロット（購入単位）により価格は変動することが一般的です。

2 排出量取引の実務 契約手続き

手続きの不履行や、料金未払い等のトラブル等を防止するため契約書を作成して、契約を締結することをお勧めします。

契約書において取り決める事項の例 ①

- 振替を行う口座、クレジットの種類、識別番号（シリアル番号）
複数のオフセットクレジット等を所有する事業者と取引する場合は、その創出元やクレジットの種類によって、その価値や、バンキング時の増加倍率（※）などが異なる場合があります。識別番号などを用いて、取引を行うクレジットを明確にしましょう。
〔 ※ 第2計画期間へ繰り越す場合の増加倍率は、創出元の状況により異なります。詳しくは後のスライドで改めて説明します。〕
- 振替を実行する時期（期限、予定日）
振替実行は、申請書の提出を受けて、県が行います。申請書に実行希望日を記入することができますが、一定の事務処理期間を要しますので、希望日どおりの実行ができない場合があります。また申請書類の不備などによっては、大きく手続きが遅れる可能性もあります。希望日どおりの実行ができなかった場合の対応なども取り決めておきましょう。

2 排出量取引の実務 契約手続き

契約書において取り決める事項の例 ②

・申請手続きを履行すること

振替に関する申請手続きは、契約当事者のうち、一者が行います。

(所有するクレジットが減少する事業者しか申請手続きはできません)

手続きを確実に履行する規定を、契約書に明記しましょう。

・振替実行完了の確認方法

振替通知は、申請者（所有するクレジットが減少する事業者）にしか発行されません。

振替実行確認の方法をあらかじめ定めておきましょう。

〔 減少する事業者が発行される振替通知書の写しを、増量する事業者に渡す
増量する事業者が、県に対し削減量口座簿記録事項証明書の交付を申請する 等 〕

・履行確認と代金支払い

契約の履行確認と、代金支払いの時期・方法を定めておきましょう。

・契約不履行時の対応

振替申請が履行されない、代金の支払いが履行されない

虚偽の申請により発行・振替が行われたクレジットだった、など

契約の内容が履行されなかった場合の対応についても定めておきましょう。

〔 例：期日までに代金が支払われなかった場合は、
買主がクレジットを移転元に戻す申請をすることを義務付ける、等 〕

1 排出量取引の準備

契約に係る参考URL

「指針・要綱・ガイドライン」

(口座簿に係る要綱、取引ガイドライン 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

「大規模事業所の排出状況・削減状況」

(県内大規模事業所の一覧)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>

「管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況」

(クレジットの所有状況等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

「排出量取引の契約手続き（準備・相手の選定・契約の締結・事後確認）」

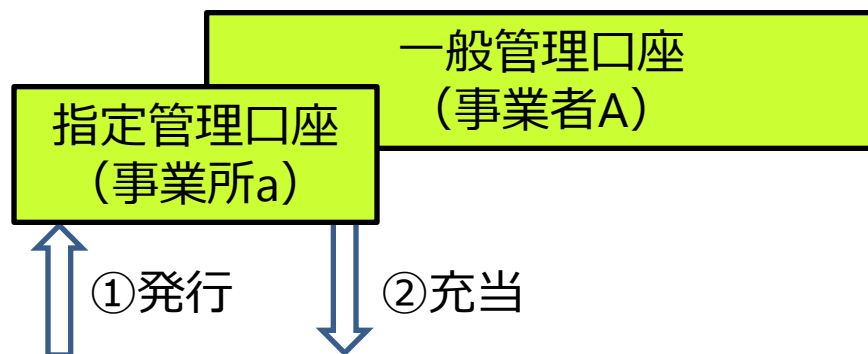
(契約上の注意点、契約書の参考様式 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html>

2 排出量取引の実務

目標達成に係る申請手続き

その他ガス削減量による目標達成



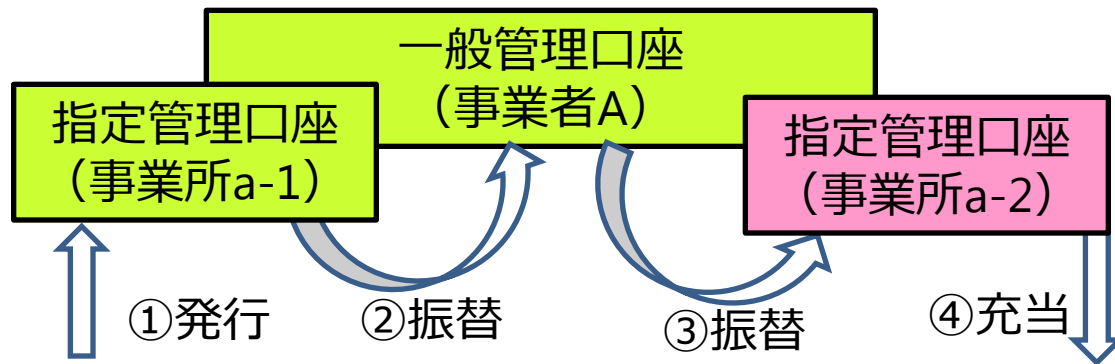
- ① 申請者 A 申請書「振替可能削減量等発行等申請書」
- ② 申請者 A 申請書「充当申請書」

- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ ①, ②は同時申請可能です
- ※ その他ガス削減量は他の口座に振替できません

2 排出量取引の実務

目標達成に係る申請手続き

自社の他事業所の超過削減量による目標達成



- | | | |
|---|-------|----------------------|
| ① | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量等発行等申請書」 |
| ② | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量振替申請書」 |
| ③ | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量振替申請書」 |
| ④ | 申請者 A | 申請書 「充当申請書」 |

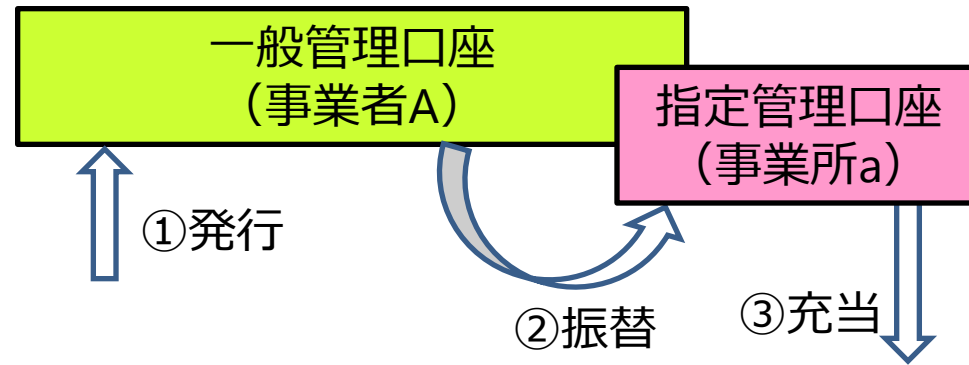
※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

※ ①～④は同時申請可能です

※ 一般管理口座から指定管理口座に振替した超過削減量やオフセットクレジットは一般管理口座に振替することができなくなります。

2 排出量取引の実務 目標達成に係る申請手続き

自社のオフセットクレジットによる目標達成



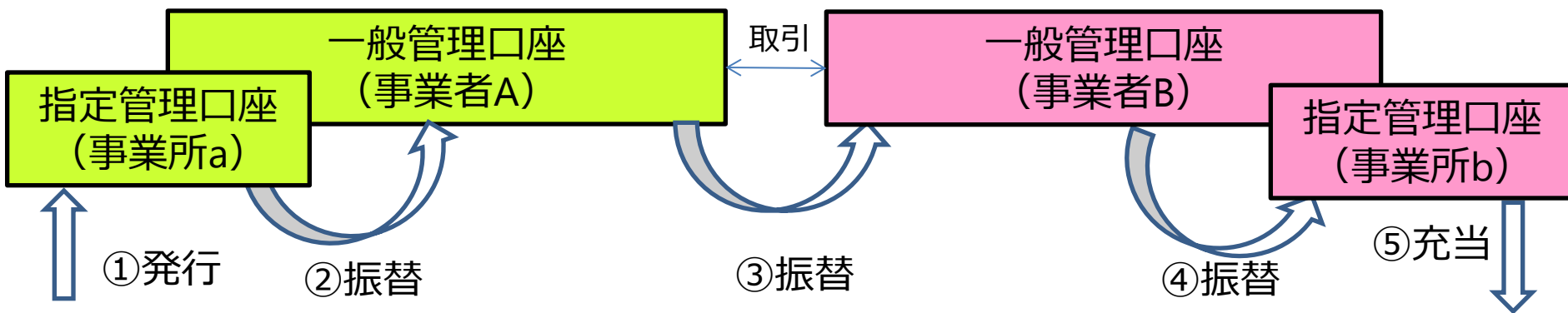
- ① 申請者 A 申請書「振替可能削減量等発行等申請書」
- ② 申請者 A 申請書「振替可能削減量振替申請書」
- ③ 申請者 A 申請書「充当申請書」

- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ ①～③は同時申請可能です

2 排出量取引の実務

目標達成に係る申請手続き

他の事業者の持つ超過削減量による目標達成



- | | | | | |
|---|-----|---|-----|------------------|
| ① | 申請者 | A | 申請書 | 「振替可能削減量等発行等申請書」 |
| ② | 申請者 | A | 申請書 | 「振替可能削減量振替申請書」 |
| ③ | 申請者 | A | 申請書 | 「振替可能削減量振替申請書」 |
| ④ | 申請者 | B | 申請書 | 「振替可能削減量振替申請書」 |
| ⑤ | 申請者 | B | 申請書 | 「充当申請書」 |

※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

※ ①~③は同時申請可能です

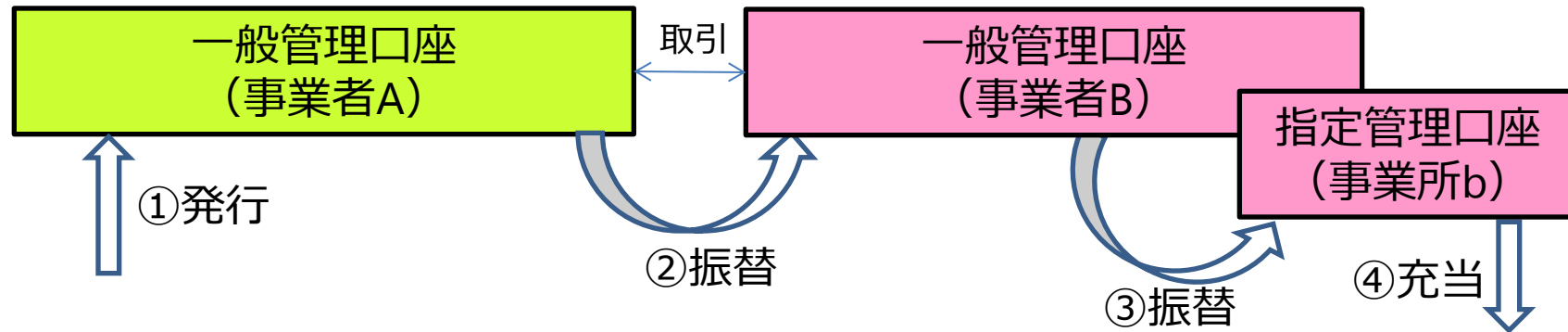
(①, ②の手続き後に、削減量口座簿記録事項証明書を確認してから契約することをお勧めします)

※ ③に対する県の通知が発行された後に、④, ⑤の申請が可能となります (同時申請可能)

※ B,Cの間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

2 排出量取引の実務 目標達成に係る申請手続き

他の事業者のオフセットクレジットによる目標達成



- | | | |
|---|-------|---------------------|
| ① | 申請者 A | 申請書「振替可能削減量等発行等申請書」 |
| ② | 申請者 A | 申請書「振替可能削減量振替申請書」 |
| ③ | 申請者 B | 申請書「振替可能削減量振替申請書」 |
| ④ | 申請者 B | 申請書「充当申請書」 |

※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

※ ①,②は同時申請可能です

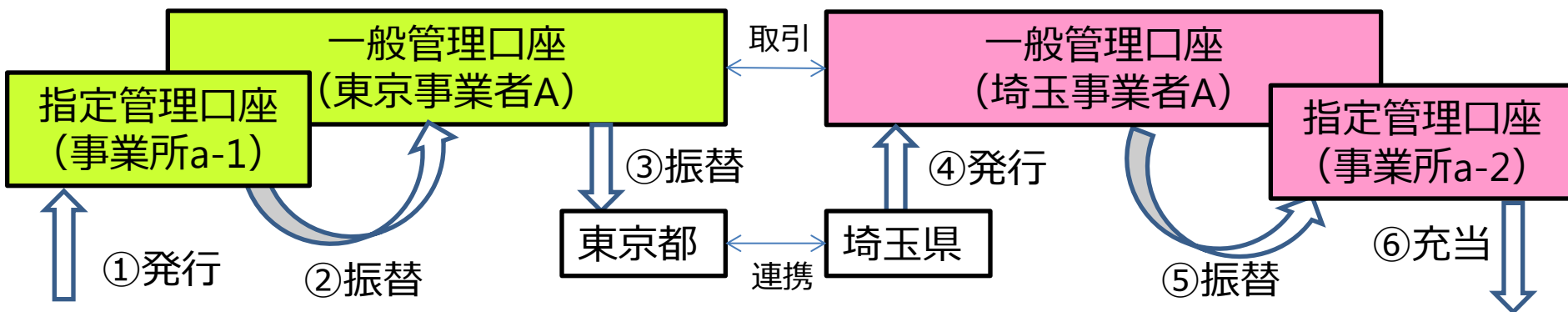
(①の手続き後に、削減量口座簿記録事項証明書を確認してから契約することをお勧めします)

※ ②に対する県の通知が発行された後に、③, ④の申請が可能となります (同時申請可能)

※ B,Cの間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

2 排出量取引の実務 目標達成に係る申請手続き

東京都の事業者の超過削減量による目標達成



①	申請者 A	申請書 「振替可能削減量等発行等申請書」	提出先 東京都
②	申請者 A	申請書 「振替可能削減量振替申請書」	提出先 東京都
③	申請者 A	申請書 「振替可能削減量振替申請書」	提出先 東京都
④	申請者 A	申請書 「振替可能削減量等発行等申請書」	提出先 埼玉県
⑤	申請者 A	申請書 「振替可能削減量振替申請書」	提出先 埼玉県
⑥	申請者 A	申請書 「充当申請書」	提出先 埼玉県

※ ①～③の申請については東京都にお問い合わせください

※ ③に対して、東京都から「クレジット等の減少記録を証明する書類」が発行されるので、その書類を添付して④の発行申請をする。

※ ④～⑥は同時申請可能で、それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

※ 取引の間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

※ 東京都から移転可能なクレジットは都制度の超過削減量、都内中小クレジット、埼玉連携クレジットです

※ 都への移転も逆の手順で行うことができます

※ 都へ移転可能なクレジットは県制度の超過削減量、県内中小クレジット、東京連携クレジットです

2 排出量取引の実務

発行申請（超過削減量、その他ガス削減量）

超過削減量・その他ガス削減量は指定管理口座に発行します。

● 申請者

口座名義人又は口座管理者

● 申請書類

振替可能削減量等発行等申請書

● 添付書類

次のページに記載

※代表者の印は印鑑証明書の印を使用してください。
(口座に係る全ての申請に共通)

※取引をしない場合でも平成28年9月末までに超過削減量を発行して下さい。

※発行又は振替の数量欄に「**第1計画期間で発行可能な全ての量**」と記載していただければ、発行可能な段階で全ての量を発行します。

様式第13号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇-〇〇-〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口座番号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称	株式会社〇〇 〇〇工場	
	事業所の所在地	〇〇市〇〇△△-△△-△△	
	事業所番号	〇〇〇〇〇〇	
振替可能削減量等に係る情報	種類	超過削減量	
	発行又は振替の数量	第1計画期間で発行可能な全ての量	
	振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号		
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
(受付欄)			

裏面も記載すること

(日本工業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の実務

発行申請（超過削減量、その他ガス削減量）

● 添付書類

(1) 印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

(2) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

○ 県ホームページで公表しているクレジット等の発行情報に掲載するかの届出

○ 口座ごと、クレジットの種類ごとに記載してください

○ 公表項目は以下のとおり

- ・ 口座番号、口座名義人名称
- ・ クレジットの種類
- ・ クレジットの発行（保有）量
- ・ 管理部署の連絡先

振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 さいたま市浦和区高砂
〇〇-〇〇-〇〇
氏名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

私は、振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について、下記のとおり希望します。

記

口座番号	振替可能削減量等に係る情報*	公表希望の有無（有・無のどちらかを選択）		
		口座番号及び口座名義人の名称	振替可能削減量の種類	振替可能削減量の発行（保有）量
110-100-00000000###-00	超過削減量	有り 無し	有り 無し	有り 無し
110-110-00000000###-00	再エネクレジット	有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り 無し	有り 無し	有り 無し

* 振替可能削減量等の発行時においては認定（認証）番号を記入する。（超過削減量及びその他ガス削減量の場合は記入不要）
* 振替可能削減量等の保有量に係る情報の公表においては、種類及び識別番号を記入する。

印鑑証明書の印

（公表先URL）
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

2 排出量取引の実務 発行申請（オフセットクレジット）

オフセットクレジットは一般管理口座に発行します。

- 申請者
口座名義人又は口座管理者
- 申請書類
振替可能削減量等発行等申請書
- 添付書類
次のページに記載

※代表者の印は印鑑証明書の印を使用してください。
(口座に係る全ての申請に共通)

※発行又は振替の数量欄に「第1計画期間で発行可能な全ての量」と記載していただければ、発行可能になった段階で全ての量を発行します。

※複数回に分けて発行可能

様式第13号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇-〇〇-〇〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要領第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口座番号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	一般
口座に係る大規模事業所の情報 (指定管理口座に限る。)	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	事業所番号		
振替可能削減量等に係る情報	種類	再エネクレジット	
	発行又は振替の数量	〇〇t-CO ₂	
	振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号	〇〇〇〇〇	
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
(受付欄)			

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

備考 受付欄には、記入しないこと。

2 排出量取引の実務 発行申請（オフセットクレジット）

● 添付書類

(1) 印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

(2) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

(3) オフセットクレジットの認定通知書又は認証通知書

(4) その他証明書

※クレジットごとの詳しい添付書類については個別にご相談ください

※認定等の申請と発行申請の同時申請可能

2 排出量取引の実務 発行申請（東京連携クレジット）

東京連携クレジットは一般管理口座に発行します。

- 申請者
口座名義人又は口座管理者
- 申請書類
振替可能削減量等発行等申請書
- 添付書類
 - (1) 印鑑証明書
(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)
 - (2) 振替可能削減量等の発行等に
係る情報の公表について
 - (3) クレジット等の減少記録を
証明する書類（東京都発行のもの）

様式第13号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和高砂
〇〇-〇〇-〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口座番号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	一般
口座に係る大規模事業所の情報 (指定管理口座に限る。)	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	事業所番号		
振替可能削減量等に係る情報	種類	東京連携クレジット	
	発行又は振替の数量	〇〇t-CO ₂	
	振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号		
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
(受付欄)			

印鑑証明書の印

(日本工業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

2 排出量取引の実務 振替申請（オフセットクレジット等共通）

● 申請者
クレジット移転元の口座名義人

● 申請書類
振替可能削減量振替申請書

● 添付書類
(1) 印鑑証明書
(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

(2) 振替可能削減量等の発行等に
係る情報の公表について **(任意)**

様式第11号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇—〇〇—〇〇
住所 株式会社〇〇
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 **印**
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録される口座情報	口座番号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	一般
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
増加の記録される口座情報	口座番号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	指定
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	株式会社〇〇 〇〇工場 〇〇市〇〇△△-△△-△△ 〇〇〇〇〇〇	
振替の原因となった事由				
振替希望日		平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
振替可能削減に係る情報	種類	再エネクレジット		
	振替の数量	〇〇t-CO ₂		
1単位当たりの取引価格		〇〇円/t-CO ₂		
添付書類		別添のとおり		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		別添のとおり		
(受付欄)				

(日本工業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

印鑑証明書の印

移転元が指定の場合記載

移転先が一般の場合記載

移転先が指定の場合記載

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

任意記載

裏面も記載すること

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の実務

振替申請（オフセットクレジット等共通）

- ※ 一般管理口座に複数の事業所のオフセットクレジット等がある場合には、識別番号（シリアル番号）を記入することにより、どの事業所のオフセットクレジット等に移転するか選択することができます。
- ※ シリアル番号の記載が無い場合はシリアル番号の小さいオフセットクレジット等から移転します。
- ※ 記載された取引価格を個別に公表することはありませんが、一定量の取引が確保できた段階で統計処理をして公表します。
（会計処理、税務処理の公正価格の参考とするため）
- ※ 振替後の通知は移転元の申請者にのみ送付します。

移転先事業者が確認するには次の方法等があります。

- ・移転元事業者が発行される振替通知書の写し
- ・移転先一般管理口座の証明書

2 排出量取引の実務 振替申請（埼玉連携クレジット）

東京都の一般管理口座に振替する場合の申請

● 申請者

クレジット移転元の口座名義人

● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

● 添付書類

(1) 印鑑証明書

(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

(2) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について **(任意)**

- ※ 増加の記録がされる口座情報には東京都の口座を記入
- ※ 申請者には埼玉県からクレジット等の減少記録を証明する書類が発行される。この書類を添付して東京都に発行申請する

様式第11号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和高砂
〇〇—〇〇—〇〇
住所 株式会社〇〇
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 **印**
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	一般
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
増加の記録がされる口座情報	口座番号	〇〇〇-110-〇〇〇	管理口座の種類	東京都口座
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	株式会社〇〇		
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
振替の原因となった事由				
振替希望日		平成〇〇年 〇〇 月 〇〇 日		
振替可能削減量に係る情報	種類	超過削減量		
	振替の数量	〇〇t-CO ₂		
1単位当たりの取引価格		〇〇円/t-CO ₂		
添付書類		別添のとおり		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		別添のとおり		
(受付欄)				

(日本工業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

印鑑証明書の印

口座の種類は東京都口座とし、東京都の移転先口座を記載

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

任意記載

裏面も記載すること

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の実務 充当申請（クレジット等共通）

● 申請者

口座名義人又は口座管理者

● 申請書類

充当申請書

● 添付書類

印鑑証明書

（既に提出している場合で内容
に変更がない場合は不要）

様式第15号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇—〇〇—〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 **印**

住所
氏名

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

充 当 申 請 書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第6項又は第10項の規定により振替可能削減量等の充当を次のとおり申請します。

口 座 番 号	110-100-00000000####-00	
口座に関する 大規模事業所 の 情 報	事業所の名称	株式会社〇〇 〇〇工場
	事業所の所在地	〇〇市〇〇△△-△△-△△
	事業所番号	〇〇〇〇〇〇
充 当 に 係 る 情 報	種 類	再エネクレジット
	充 当 の 数 量	〇〇t-CO ₂
	識 別 番 号	第1計画期間
添 付 書 類	別添のとおり	
振替可能削減量等の管理を 行う部署等の連絡先	会社名	
	郵便番号	
	管理部署住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	E-mailアドレス	
(受付欄)		

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

シリアル番号の
希望がある場合
に記載

連絡先を記載

備考 受付欄には、記入しないこと。

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の実務 口座情報の証明

● 申請者

口座名義人又は口座管理者

● 申請書類

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

● 添付書類

印鑑証明書

(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

様式第20号

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇—〇〇—〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 **印**

住所
氏名

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第24条第1項の規定により、削減量口座簿に記録されている事項であって、次の管理口座に記録されているもののうち、次の事項の証明書の交付を申請します。

口 座 番 号	110-100- 00000000####-00	管理口座 の 種 類	指定
口座に係る 大規模事業所 の 情 報 (指定管理 口座に限る。)	事業所の 名 称	株式会社〇〇 〇〇工場	
	事業所の 所 在 地	〇〇市〇〇△△-△△-△△	
	事業所 番 号	〇〇〇〇〇〇	
証明を希望する事項	別添のとおり		
交付を希望する数	〇 通		
添 付 書 類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を 行う部署等の連絡先	会社名		
	郵便番号		
	管理部署住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	ファクス番号		
	E-mailアドレス		
(受付欄)			

印鑑証明書の印

指定への証明
の場合記載

連絡先を記載

(日本工業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の実務 口座情報の証明

※ 取引前にクレジットの数量等を確認することをお勧めします。

※ 各口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号欄にチェックすると、第2計画期間へのバンキングの増加倍率を証明書に記載します。

裏面

別添（証明を希望する事項）

チェック	指定管理口座	チェック	一般管理口座
<input checked="" type="checkbox"/>	指定管理口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号	<input checked="" type="checkbox"/>	一般管理口座に帰属するオフセットクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号
	オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付		オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付
	超過削減量及びその他ガス削減量の発行量及び発行した日付		オフセットクレジットの発行量及び発行した日付
	一般管理口座との関連付けの状況		指定管理口座との関連付けの状況
	クレジット等の充当量及び充当した日付	証明を希望する年月日	
	指針別表第5の目標達成の状況	平成 年 月 日時点 における口座情報の証明	

添付書類

法人の場合	印鑑証明書又はこれに準じるもの	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
個人の場合	住民票又はこれに準じるもの	<input type="checkbox"/> 有 ・ 無

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に印鑑証明書（原本）又は住民票を既に提出しており、その記載内容に変更がない場合は不要。

（様式URL）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の実務

排出量取引に関する会計処理

目標設定型排出量取引制度に係る会計処理を行う際の実務上の参考として

「目標設定型排出量取引制度に係る会計処理に関する基本的考え方」

を公表しています。（平成24年6月 埼玉県 環境部）

✓ 各取引場面での仕訳例を含む具体的な会計処理の一例の提示

■ 留意事項

- ✓ この「基本的考え方」は、排出量取引に係る会計処理の一例を示したものであって、新たに本県が会計基準を定めるものではありません。
- ✓ そのため、実際の実務に当たっては、ご担当の公認会計士に相談しながら会計処理するようお願いいたします。

以下のページからダウンロードできます

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

2 排出量取引の実務

排出量取引に関する税務

排出量取引に係る税務上の取扱いについては、
関東信越国税局の法人税に係る文書回答事例

「埼玉県条例に基づく目標設定型排出量取引制度に
おける排出量取引に係る税務上の取扱いについて
(平成27年3月19日回答)」

を参考にしてください。

- ※ 一般的な事例に対する回答ですので、個々の具体的な事例には適用されない場合があります。
- ※ 個々の事業者の申告内容等を拘束するものではありません。

以下のページから閲覧できます
<http://www.nta.go.jp/kantoshinetsu/shiraberu/bunshokaito/hojin/150330/index.htm>

排出量取引における注意点（おさらい）

○ 口座の準備をしましょう

- ・指定管理口座、一般管理口座、指定・一般の関連付け
- ・（移転元の場合）クレジットの発行
- ・変更届出書等はないか

○ 取引前にクレジットの保有状況・増量倍率を確認しましょう

- ・県HP、発行・振替通知書、**口座の証明書**で確認

○ 取引にあたっては契約手続きを取りましょう

- ・契約書の記載事項が十分であるか確認

○ 目標達成のためには充当手続きを 平成28年9月までに終了する必要があります

- ・契約手続きの期間、申請手続きの期間、県の標準処理期間（次ページで説明）などを考えて対応してください。

◎ 排出量取引に係る投資トラブルに気を付けましょう

2 排出量取引の実務 標準処理期間

県では申請に対する標準処理期間を以下のとおり定めています。

※ 申請の混雑具合により、実際の処理期間を超える場合があります

※ 標準処理期間に次の期間は含まれません

・書類の補正にかかる期間 ・県の休日（土・日・祝日・年末年始）

申請の種類	標準処理期間
指定管理口座の開設	15日間
一般管理口座の開設	15日間
口座管理者登録（登録抹消）申請書	10日間
口座名義人等氏名等変更届出書	指定管理口座10日間、一般管理口座15日間
一般管理口座廃止申請書	10日間
一般管理口座等に係る関連付け申請書	15日間
振替可能削減量等発行等申請書	10日間
振替可能削減量振替申請書	10日間
充当申請書	10日間
削減量口座簿記録事項証明書交付申請書	10日間

3. 整理期間以降の取扱い

3 整理期間以降の取扱い

バンキング (取引に使用しなかった超過削減量の取扱い)

超過削減量は、次の計画期間に持ち越されます。(バンキング)

第1計画期間に超過削減量等を発行(取得)したものの、第1計画期間の目標達成に利用しなかった超過削減量等は、第2計画期間に持ち越すことができます。

● 注意点

① **バンキングのための特段の手続きは不要。**

バンキングのためだけの特別な手続きは存在せず、発行された超過削減量等は自動的に次の計画期間に持ち越されます。

ただし、超過削減量等の発行申請は必要です。

② **バンキングはどの口座においても可能。**

自らの目標達成に使用するのであれば、発行後、そのまま指定管理口座に保有しておけばよく、取引前提であれば、一般管理口座に移転しても構いません。

③ **バンキングされた超過削減量等は、有効期限がある。**

原則、次の計画期間まで利用可能。有効期間経過後は自動的に抹消されます。

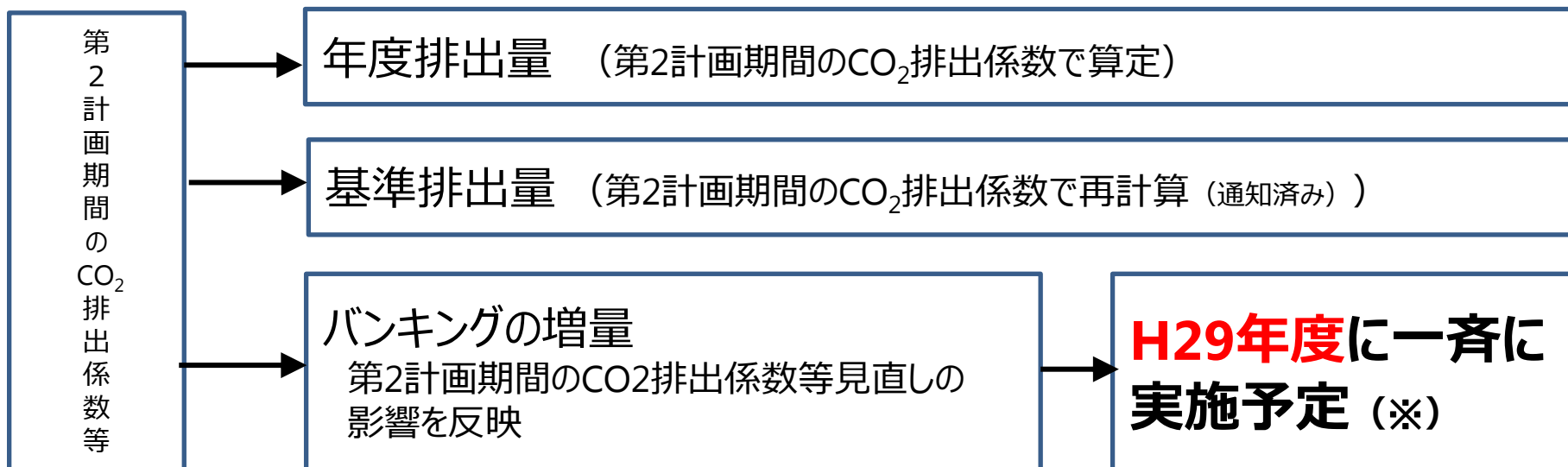
3 整理期間以降の取扱い

バンキングの増量 (CO₂排出係数の見直し)

排出係数等の見直しに伴って、バンキング量は増量されます。

CO₂削減効果をより実態に合うものとするため、直近のデータを基に第2計画期間の排出量算定に用いる排出係数・地球温暖化対策係数を見直して設定。
(第1計画期間と同様、排出係数は計画期間中固定)

(例) ・他人から供給された電気 0.386 → **0.495** (t-CO₂/千kWh)
・メタン 21 → **25**



※ 増量の申請等は不要です。事前に改めて通知します。

(事業所の廃止により、増量前に第2計画期間の目標達成が必要な場合などは個別対応します。)

3 整理期間以降の取扱い

バンキングの増量の倍率

クレジットの種類によって、乗じる倍率は変わります。

$$(\text{第2計画期間のクレジット量}) = (\text{第1計画期間のクレジット量}) \times (\text{倍率})$$

クレジット等の種類	クレジット量に乗ずる倍率
超過削減量	・クレジット等の対象事業所の第1計画期間と第2計画期間の基準排出量比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2計画期間の基準排出量}}{\text{第1計画期間の基準排出量}}$
県外クレジット	
削減不足量	
再エネクレジット	・第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2計画期間の排出係数}}{\text{第1計画期間の排出係数}}$
その他ガス削減量	
県内中小クレジット	・電気の排出係数比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2計画期間の電気の排出係数 (0.495 t-CO}_2\text{/千kWh)}}{\text{第1計画期間の電気の排出係数 (0.386 t-CO}_2\text{/千kWh)}}$
森林吸収クレジット	・増量しない
東京連携クレジット	・東京都規定の倍率を適用

3 整理期間以降の取扱い

バンキングの増量の計算

超過削減量

県外クレジット

次の式により算出します。

$$\text{倍率} = \frac{\text{第2計画期間の基準排出量}}{\text{第1計画期間の基準排出量}}$$

- ・第1計画期間において基準排出量の変更を行った場合、
「第1計画期間の基準排出量」については、最後の変更後の量（1年分の変更量を増減した量）
「第2計画期間の基準排出量」については、当初の基準排出量
- ・各基準排出量には、制度変更に伴う変化量（基準年度2年→1年による変更量、高効率コージェネレーション削減量）は考慮しない。

倍率を算出するための各基準排出量は、以下の通知で確認できます。（※）

「目標設定型排出量取引制度の第2計画期間における基準排出量について（通知）」

※ 第2計画期間で標準的でない年度を追加した事業者については、
本通知に記載の基準排出量から倍率を求めることができませんので、個別に対応させていただきます。

また、「削減量口座簿記録事項証明書」の交付申請を行うことで、
自分の口座に保有されている各クレジットの増加倍率を知ることができます。

3 整理期間以降の取扱い

バンキングの増量の計算

超過削減量

県外クレジット

① (平成29年度の一斉増量時に) 創出した事業所にクレジットがある場合

事業所A

(例) 創出した事業所Aの倍率
第1計画期間の基準排出量 10,100 t-CO₂
第2計画期間の基準排出量 12,400 t-CO₂
倍率 = $12,400 \div 10,100$
= 1.22772277.....
= **1.2277228**
※小数点第8位四捨五入

クレジット

80 t-CO₂

98 t-CO₂

創出事業所Aの倍率

$$\begin{aligned} & 80 \text{ t-CO}_2 \times 1.2277228 \\ & = 98.217824 \\ & = 98 \quad (\text{小数点以下切り捨て}) \end{aligned}$$

② (平成29年度の一斉増量時に) クレジットが移転していた場合

クレジットが他の事業所に移転されている場合も、創出事業所の倍率が適用される。

創出事業所A
(倍率 1.2277228)

80 t-CO₂

80 t-CO₂

移転先事業所B
(倍率 1.1889988)

× 創出事業所Aの倍率

98 t-CO₂

$$80 \text{ t-CO}_2 \times 1.2277228$$

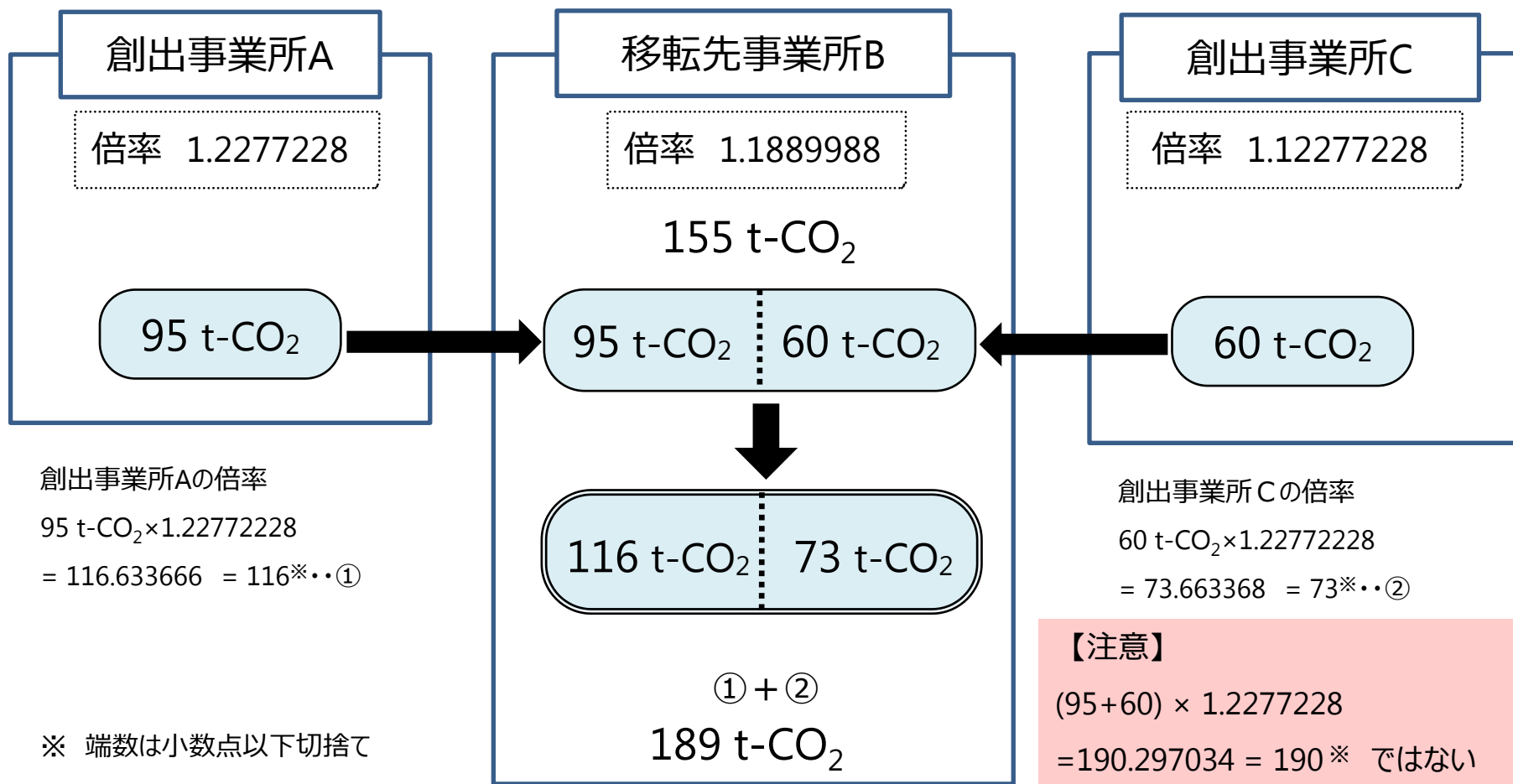
3 整理期間以降の取扱い

バンキングの増量の計算

超過削減量

県外クレジット

- ③ (平成29年度の一斉増量時に) 複数の事業所が創出したクレジットがある場合
倍率が同じ場合も創出事業所ごとに倍率を乗じたうえで合算する。



3 整理期間以降の取扱い

バンキングの増量の計算

再エネクレジット

元になった証書ごとではなく、再エネクレジットの種類ごとに乗じる。

事業所 A


再エネクレジット 500 t-CO₂
(内訳 太陽光421 t-CO₂ バイオマス79 t-CO₂)

①再エネクレジット (太陽光発電)

$$\begin{aligned} 421 \text{ t-CO}_2 &= 421 \times 0.495 \text{ (2期係数)} \div 0.386 \text{ (1期係数)} \\ &= 539.8834 \dots\dots \\ &= 539 \text{ ※} \end{aligned}$$

②再エネクレジット (バイオマス発電)

$$\begin{aligned} 79 \text{ t-CO}_2 &= 79 \times 0.495 \text{ (2期係数)} \div 0.386 \text{ (1期係数)} \\ &= 101.3082 \dots\dots \\ &= 101 \text{ ※} \end{aligned}$$


$$\begin{aligned} &\textcircled{1}539 + \textcircled{2}101 \\ &= 640 \text{ t-CO}_2 \end{aligned}$$

【注意】

$$\begin{aligned} &(421+79) \times 0.495 \div 0.386 \\ &= 641.1917 = 641 \text{ ※ ではない} \end{aligned}$$

※ 端数は小数点以下切捨て

3 整理期間以降の取扱い

バンキングの増量の計算

その他ガス削減量

その他ガスの種類ごとに計算を行う。

事業所A

その他ガス削減量 500 t-CO₂
(内訳 メタン350 t-CO₂ 六ふっ化窒素150 t-CO₂)

①メタン

$$\begin{aligned} 350 \text{ t-CO}_2 &= 350 \times 25 \text{ (2期係数)} \div 21 \text{ (1期係数)} \\ &= 416.666\cdots \\ &= 416 \text{ ※} \end{aligned}$$

②六ふっ化窒素

(1期係数) 23,900 (2期係数) 22,800
係数が減少するものは、バンキング量の減量は行わない
= 150 t-CO₂ のまま

$$\begin{aligned} &\text{①}416 + \text{②}150 \\ &= 566 \text{ t-CO}_2 \end{aligned}$$

※ 端数は小数点以下切捨て

3 整理期間以降の取扱い

バンキングの増量の注意点

取引契約の際の注意点

- ・バンキングの増量は、クレジットの売り手と買い手の両方に関わる事項です。
- ・第2計画期間に排出量取引を行う場合は、契約の際に、売り手と買い手の間で増量の倍率を確認するなど、バンキングの増量があること等を注意して契約をしてください。

会計処理の考え方

- ・無償取得であり、クレジットの総量としての価値に変動はありません。
⇒会計上の処理は不要と考えることができます。

3 整理期間以降の取扱い

クレジット等の有効期限 ①

クレジット等には有効期限があります。

一部のクレジットを除き、
原則、第1計画期間の削減量の有効期限は、第2計画期間までとなります。

「再エネクレジット（その他削減量）」及び「森林吸収クレジット」**以外**の有効期限

クレジット等の種類	有効期間
超過削減量	第1計画期間の削減量 ⇒第2計画期間まで使用可能 (充当手続きは平成33年9月末まで可能)
県外クレジット	
再エネクレジット (環境価値換算量)	
その他ガス削減量	
県内中小クレジット	
東京連携クレジット	

3 整理期間以降の取扱い

クレジット等の有効期限 ②

クレジット等には有効期限があります。

「再エネクレジット（その他削減量）」及び「森林吸収クレジット」の有効期限

発電（森林吸収）された時期	証書等の発行時期	有効期限
第1計画期間	第1計画期間	第2計画期間まで
平成20～22年度	第1計画期間	第2計画期間まで
	平成20～22年度	第1計画期間まで
平成20年度より前	第1計画期間	第1計画期間まで
	平成20～22年度	第1計画期間まで
	平成20年度より前	本制度に利用できない

再エネクレジット（その他削減量）及び森林吸収クレジットを発行した時期ではなく、発電（森林吸収）時期、証書等の発行時期により有効期限が異なることに注意。

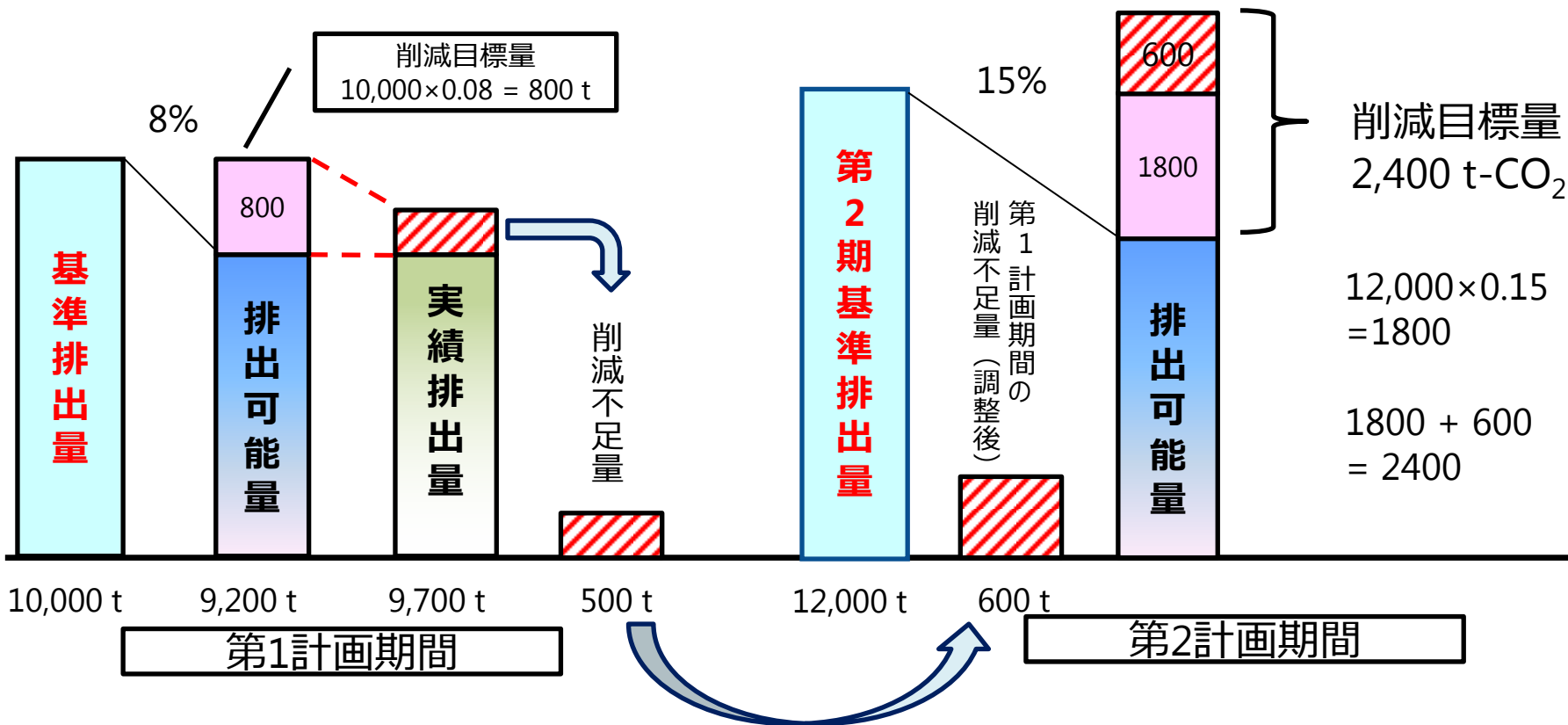
3 整理期間以降の取扱い

削減不足量の繰り越し

削減不足量

削減不足量は、次の計画期間に繰り越されます。

第1計画期間の整理期間（平成28年9月末）までに、目標達成ができなかった事業所については、第1計画期間の削減不足量を第2計画期間に繰り越し、第2計画期間の削減目標量に加算します。（ただし、排出係数の見直しに合わせ、繰り越す量を調整します）



3 整理期間以降の取扱い

不足削減量の増量の計算

削減不足量

増量された不足削減量は、第2計画期間の削減目標量に加算される。

事業所A

【第1計画期間】

850 t-CO₂ 削減不足

事業所Aの倍率

第1計画期間の基準排出量 10,100t

第2計画期間の基準排出量 12,400t

倍率 = $12,400 \div 10,100$
= 1.22772277.....

= **1.2277228**

※小数点第8位四捨五入

事業所Aの第2計画期間の削減目標量

8,060 (加算前) ①

不足削減量

850 t-CO₂

1,044 t-CO₂

事業所Aの倍率

$850 \text{ t-CO}_2 \times 1.2277228$

= 1043.56438

= 1,044 ②

※小数点以下切り上げ

①8,060 + ②1,044 = 9,104

事業所Aの第2計画期間の削減目標量は、8,060t-CO₂ではなく、9,104t-CO₂となります

3 整理期間以降の取扱い 達成状況の公表

事業所ごとの達成状況は、公表されます。

第1計画期間の整理期間（平成28年9月末）終了後、
全事業所の目標達成の遵守状況（達成、非達成）について、
埼玉県ホームページにおいて公表します。

取引で目標達成を検討されている事業者様へ

整理期間の終了時までには、埼玉県に充当申請を行えばいいのではなく、
充当手続きが完了（知事の管理口座に移転完了）していることが必要です。
県の標準事務処理期間を考慮の上、申請をお願いします。

4. 取引の見込みと実績

4 取引の見込みと実績

第1計画期間の需給見込み

約8割の事業所が、自力で目標達成。

平成25年度（単年度） 達成状況

基準排出量（対象事業所の合計）	8,916,953 t-CO ₂
実績排出量（対象事業所の合計）	6,996,233 t-CO ₂
削減率	22%
削減が目標削減率以上となった事業所	464事業所 (全体の81%)
削減が目標削減率を下回った事業所	110事業所 (全体の19%)

※ H27.3.31時点の集計データです

※ 第三者検証や基準排出量の変更によって値が修正される可能性があります

4 取引の見込みと実績

第1計画期間の需給見込み

目標達成や、取引量は、計画期間合計で計算。

平成23~25年度（3か年度）の排出量 と 4か年度の量への換算

基準排出量 (対象事業所の合計、H23~H25の3か年度の合計)		約 2,666万 t-CO ₂
	× 4/3 (4か年度の量に換算)	約 3,554万 t-CO ₂
排出上限量 (原則として基準排出量の92%または94%) (対象事業所の合計、H23~H25の3か年度の合計)		約 2,499万 t-CO ₂
	× 4/3 (4か年度の量に換算)	約 3,332万 t-CO ₂
実績排出量 (対象事業所の合計、H23~H25の3か年度の合計)		約 2,100万 t-CO ₂
	× 4/3 (4か年度の量に換算)	約 2,800万 t-CO ₂

※ H27.3.31時点の集計データです

※ 集計対象は、平成23~25年度に1か年度でも対象事業所であった事業所です

※ 第三者検証や基準排出量の変更によって値が修正される可能性があります

4 取引の見込みと実績

第1計画期間の需給見込み

第1計画期間の
超過削減量は約565万トン、削減不足量は約32万トン。
ただし、そのすべてが市場取引されるわけではない。
(第2計画期間へのバンキングや自社内取引が行われる)

第1計画期間（4年間）の超過削減量の削減不足量の見込み

	自力達成事業所	自力未達成事業所
超過削減量 （目標を上回って削減された量、H23~H25の合計）	約 423万 t-CO ₂	—
× 4/3（4か年度の量に換算）	約 565万 t-CO₂	—
削減不足量 （削減目標量に不足している量、H23~H25の合計）	—	約24万 t-CO ₂
× 4/3（4か年度の量に換算）	—	約32万 t-CO₂

※ H27.3.31時点の集計データです

※ 自力達成・未達成、はH23~H25の3か年度の合計で判断しています

※ 第三者検証や基準排出量の変更によって値が修正される可能性があります

事前アンケートの結果

「埼玉県」排出量取引制度に関するアンケート 調査結果

本アンケートは、平成27年10月23日～11月24日までの間、埼玉県目標設定型排出量取引制度の対象となっている事業者の方に実施したものです。

制度対象事業者544事業者のうち140事業者から回答がありました。
(回収率約26%)

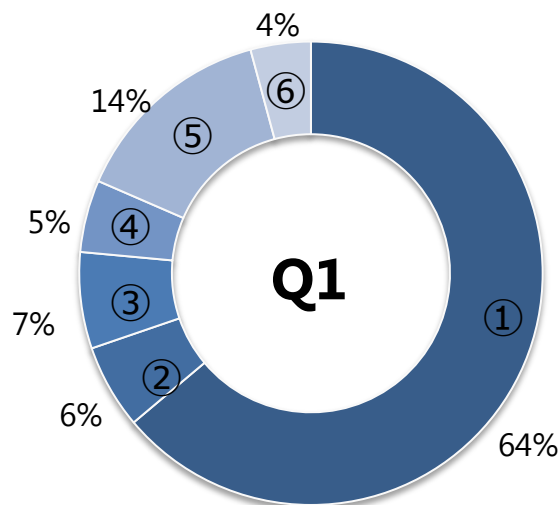
4 取引の見込みと実績

事前アンケートの結果

【目標達成事業者の方へ】

Q1 第1計画期間のクレジットを販売（無償を含む）する意向はありますか？

回答内容	回答数
① 販売する予定はない	76
② 同一法人・グループ法人にしか販売しない	7
③ 同一法人・グループ法人以外にも、積極的に販売したい	8
④ 同一法人・グループ法人以外にも、価格次第では販売したい	6
⑤ 同一法人・グループ法人以外にも、要請があれば販売を考える	18
⑥ その他	5
合計	120



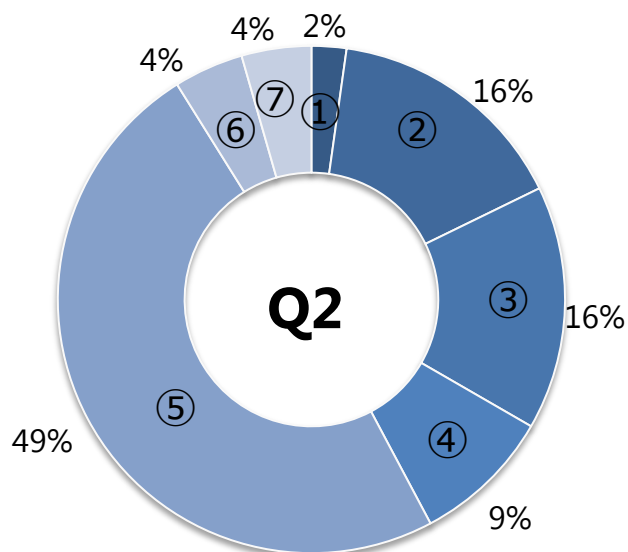
- ① 販売する予定はない
- ② 同一法人・グループ法人にしか販売しない
- ③ 同一法人・グループ法人以外にも、積極的に販売したい
- ④ 同一法人・グループ法人以外にも、価格次第では販売したい
- ⑤ 同一法人・グループ法人以外にも、要請があれば販売を考える
- ⑥ その他

4 取引の見込みと実績 事前アンケートの結果

【目標達成事業者の方へ】

Q2 クレジットの販売先をどのように探しますか？（複数回答可）

回答内容	回答数
① 販売する大規模事業者を自ら探す	1
② 埼玉県ホームページに保有情報を載せ、大規模事業者からの連絡を待つ	7
③ 仲介事業者に相談し、販売する大規模事業者を紹介してもらう	7
④ 大規模事業者ではなく、仲介事業者に販売する	4
⑤ まだ決めていない	22
⑥ その他	2
⑦ 無回答	2
合計	45



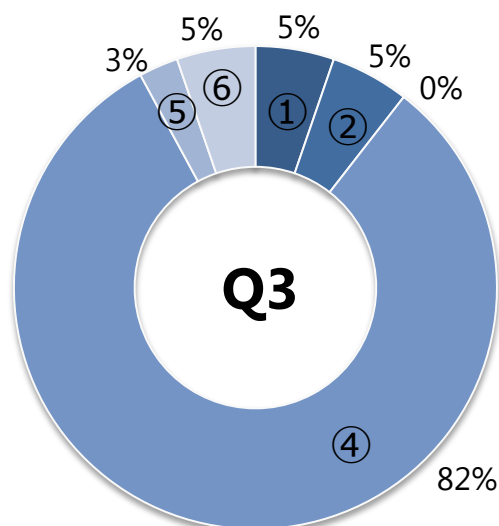
- ① 販売する大規模事業者を自ら探す
- ② 埼玉県ホームページに保有情報を載せ、大規模事業者からの連絡を待つ
- ③ 仲介事業者に相談し、販売する大規模事業者を紹介してもらう
- ④ 大規模事業者ではなく、仲介事業者に販売する
- ⑤ まだ決めていない
- ⑥ その他
- ⑦ 無回答

4 取引の見込みと実績 事前アンケートの結果

【目標達成事業者の方へ】

Q3 取引の準備状況について教えてください

回答内容	回答数
① 販売計画を立てた	2
② 他法人への見積もり発行・交渉等を行った	2
③ 実際に契約をした	0
④ まだ具体的な準備をしていない	31
⑤ その他	1
⑥ 無回答	2
合計	38



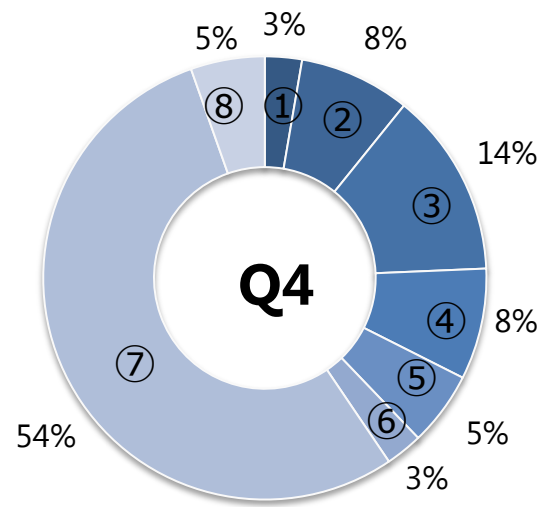
- ① 販売計画を立てた
- ② 他法人への見積もり発行・交渉等を行った
- ③ 実際に契約をした
- ④ まだ具体的な準備をしていない
- ⑤ その他
- ⑥ 無回答

4 取引の見込みと実績 事前アンケートの結果

【目標達成事業者の方へ】

Q4 クレジットの価格はいくらであれば販売してよいと考えますか？（1トンあたり）

回答内容	回答数
① 10,000円以上	1
② 8,000～9,000円	3
③ 6,000～7,000円	5
④ 4,000～5,000円	3
⑤ 2,000～3,000円	2
⑥ 1,000円以下	1
⑦ わからない	21
⑧ 無回答	2
合計	38



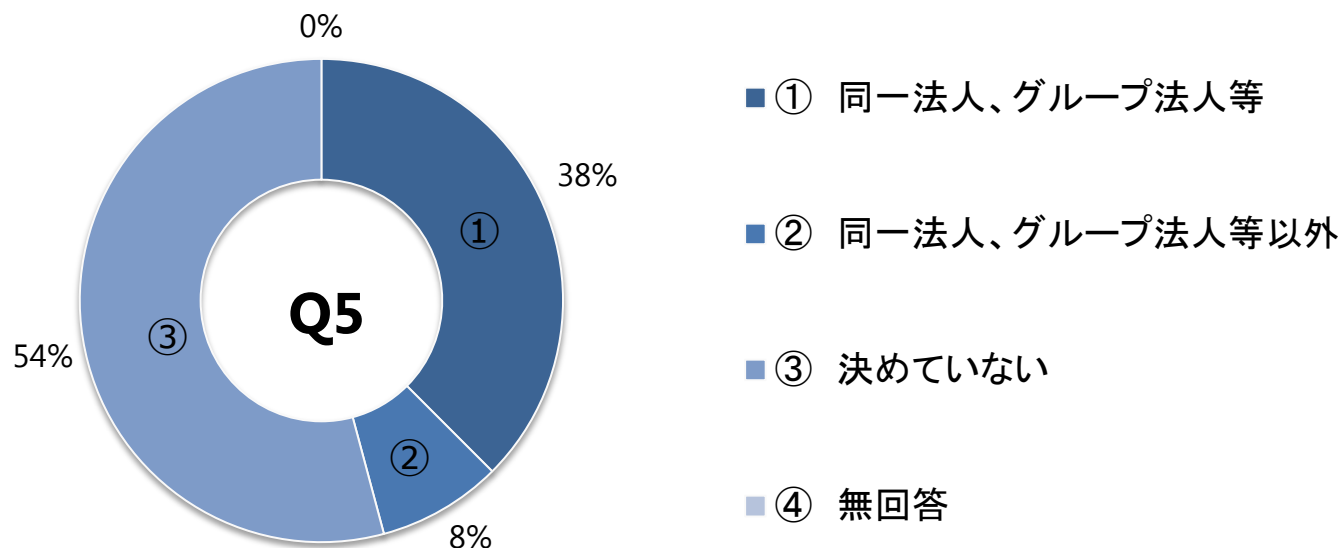
- ① 10,000円以上
- ② 8,000～9,000円
- ③ 6,000～7,000円
- ④ 4,000～5,000円
- ⑤ 2,000～3,000円
- ⑥ 1,000円以下
- ⑦ わからない
- 無回答

4 取引の見込みと実績 事前アンケートの結果

【目標未達成事業者の方へ】

Q5 クレジットの購入先（無償を含む）は誰を予定していますか？

回答内容	回答数
① 同一法人、グループ法人等	9
② 同一法人、グループ法人等以外	2
③ 決めていない	13
④ 無回答	0
合計	24

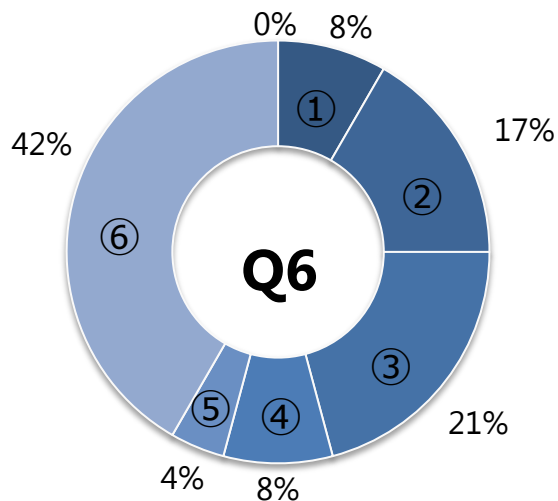


4 取引の見込みと実績 事前アンケートの結果

【目標未達成事業者の方へ】

Q6 クレジットの購入先をどのように探しますか？（複数回答可）

回答内容	回答数
① 購入する大規模事業者を自ら探す	2
② 埼玉県のホームページで保有情報を公表している事業者に連絡する	4
③ 仲介事業者に相談し、購入する大規模事業者を紹介してもらう	5
④ 大規模事業者ではなく、仲介事業者から購入する	2
⑤ 超過削減量以外のクレジットを創出している事業者から購入する	1
⑥ まだ決めていない	10
⑦ その他	0
⑧ 無回答	0
合計	24



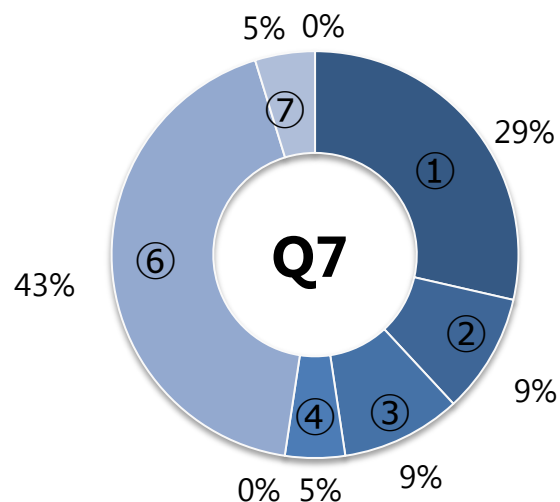
- ① 購入する大規模事業者を自ら探す
- ② 埼玉県のホームページで保有情報を公表している事業者に連絡する
- ③ 仲介事業者に相談し、購入する大規模事業者を紹介してもらう
- ④ 大規模事業者ではなく、仲介事業者から購入する
- ⑤ 超過削減量以外のクレジットを創出している事業者から購入する
- ⑥ まだ決めていない
- ⑦ その他
- ⑧ 無回答

4 取引の見込みと実績 事前アンケートの結果

【目標未達成事業者の方へ】

Q7 購入を検討しているクレジットの種類は何ですか？（複数回答可）

回答内容	回答数
① 大規模事業所の超過削減量	6
② 県内中小クレジット、県外クレジット、再エネクレジット（環境価値換算量）	2
③ グリーンエネルギー証書等を購入し、埼玉県制度でクレジット化する	2
④ 森林吸収に関するJ-クレジット等を購入し、埼玉県制度でクレジット化する	1
⑤ 東京都の排出量取引制度で創出された超過削減量等を、埼玉県制度でクレジット化する	0
⑥ まだ決めていない	9
⑦ その他	1
⑧ 無回答	0
合計	21



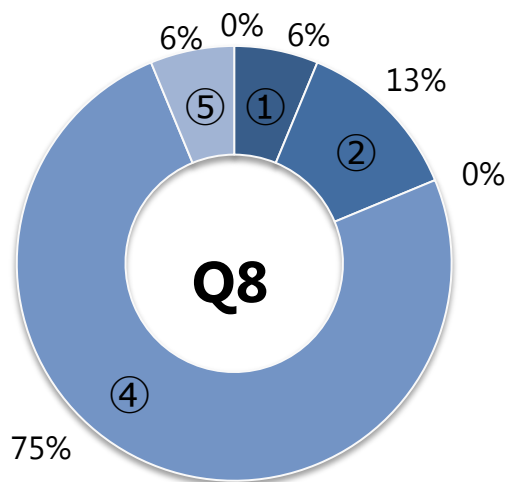
- ① 大規模事業所の超過削減量
- ② 県内中小クレジット、県外クレジット、再エネクレジット（環境価値換算量）
- ③ グリーンエネルギー証書等を購入し、埼玉県制度でクレジット化する
- ④ 森林吸収に関するJ-クレジット等を購入し、埼玉県制度でクレジット化する
- ⑤ 東京都の排出量取引制度で創出された超過削減量等を、埼玉県制度でクレジット化する
- ⑥ まだ決めていない
- ⑦ その他
- ⑧ 無回答

4 取引の見込みと実績 事前アンケートの結果

【目標未達成事業者の方へ】

Q8 取引の準備状況について教えてください

回答内容	回答数
① 購入計画を立てた	1
② 他法人からの見積もり徴収・交渉等を行った	2
③ 実際に契約をした	0
④ まだ具体的な準備をしていない	12
⑤ その他	1
⑥ 無回答	0
合計	16



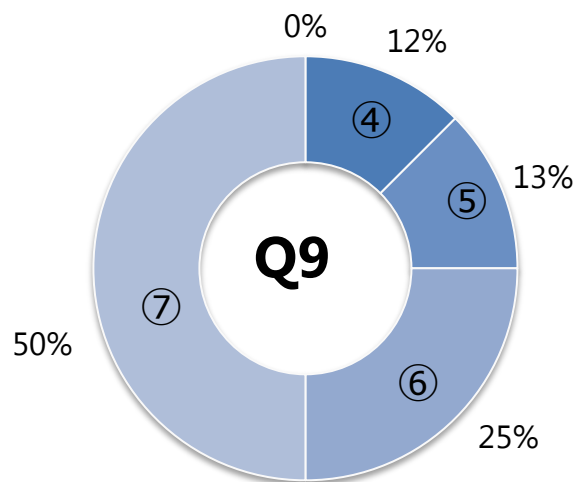
- ① 購入計画を立てた
- ② 他法人からの見積もり徴収・交渉等を行った
- ③ 実際に契約をした
- ④ まだ具体的な準備をしていない
- ⑤ その他
- ⑥ 無回答

4 取引の見込みと実績 事前アンケートの結果

【目標未達成事業者の方へ】

Q9 クレジット価格はいくらであれば購入してよいと考えていますか？（1トンあたり）

回答内容	回答数
① 10,000円以上	0
② 8,000～9,000円	0
③ 6,000～7,000円	0
④ 4,000～5,000円	2
⑤ 2,000～3,000円	2
⑥ 1,000円以下	4
⑦ わからない	8
⑧ 無回答	0
合計	16



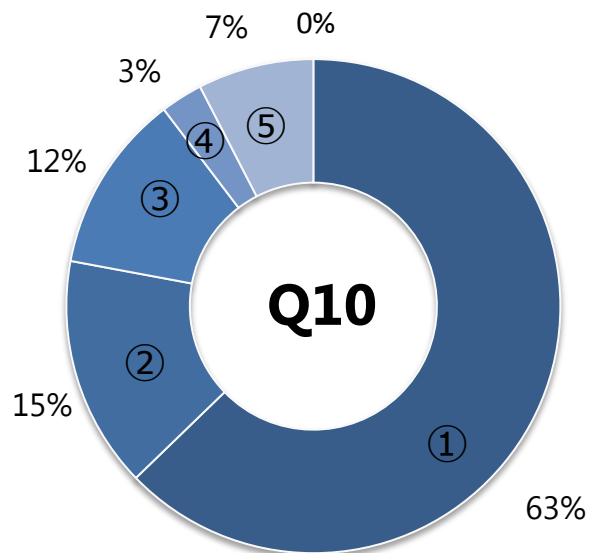
- ① 10,000円以上
- ② 8,000～9,000円
- ③ 6,000～7,000円
- ④ 4,000～5,000円
- ⑤ 2,000～3,000円
- ⑥ 1,000円以下
- ⑦ わからない
- ⑧ 無回答

4 取引の見込みと実績 事前アンケートの結果

【全事業者の方へ】

Q10 第2計画期間の削減目標の達成見通しはいかがですか？

回答内容	回答数
① 事業所の削減対策だけで達成する	91
② 事業所の削減対策と、同一法人・グループ法人等との取引だけで達成する	22
③ 事業所の削減対策を主とし、不足分は同一法人・グループ法人等以外からクレジットを購入する	17
④ クレジットの購入を主な手段として達成する	4
⑤ その他	11
⑥ 無回答	0
合計	145



- ① 事業所の削減対策だけで達成する
- ② 事業所の削減対策と、同一法人・グループ法人等との取引だけで達成する
- ③ 事業所の削減対策を主とし、不足分は同一法人・グループ法人等以外からクレジットを購入する
- ④ クレジットの購入を主な手段として達成する
- ⑤ その他
- ⑥ 無回答

4 取引の見込みと実績

クレジットの発行状況

●クレジットの発行状況（11月末現在）

種類	発行量 (t-CO ₂)	件数
超過削減量	489,559	70
県内中小クレジット 県外クレジット 再エネクレジット 森林吸収クレジット 東京連携クレジット	0	0
その他ガス削減量	1,050	1

4 取引の見込みと実績

クレジットの移転状況

●クレジットの移転状況（平成27年11月末現在）

種類	移転量・充当量 (t-CO ₂)	件数
指定管理口座から 一般管理口座への移転	126,005	31
一般管理口座間の移転	27,867	3
一般管理口座から 指定管理口座への移転	0	0
充当	702	1

クレジットの発行・取引状況は、埼玉県ホームページで公表

(管理口座・クレジット等情報の公表)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

制度に関するお問い合わせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課
計画制度・排出量取引担当

TEL : 048-830-3044, 3049

FAX : 048-830-4777

E-mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp

エル・ジー